

那医発第452号
令和7年12月2日

施設長 各位

那霸市医師会



疑義解釈資料の送付について（その1） 訪問看護指示書の発行（送付）について（再通知）

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

訪問看護ステーションの方より訪問看護指示書の発行（送付）の際に医療機関より返信用封筒等の用意を求めることがあることが当会ホームページへ寄せられました。確認したところ訪問看護指示書の発行に関して、厚生労働省より以下の通達が発出されておりますので、改めてご確認いただきたくお願い申し上げます。

疑義解釈に“交付についても医療機関の責任において行うものである。”とあることから返信用封筒や切手等の事務的な費用は、原則として発行元である医療機関が負担することが制度上明確にされています。

また、訪問看護指示書の発行に際しては、医療機関側で「007 訪問看護指示料（300点）」を算定しており、発行に伴う事務的責任も医療機関にあることをご理解いただけますと幸いです。

関係文書は当会ホームページ（新着情報→各種情報提供）に掲載しております。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局: 宮城・前泊 / 電話 098-868-7579)

記 事務連絡
平成 24 年 3 月 30 日

地方厚生(支)局医療課

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）

御中

都道府県後期高齢者医療主管部（局）

後期高齡者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その1）

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(平成24年厚生労働省告示第76号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号)等により、平成24年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添1から別添5のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

なお、改定説明会等にて回答した事項についても、本事務連絡を確認の上、適切に運用頂くようお願いします。

-----*

(別添)

医科診療報酬点数表関係

【在宅医療】

(問 123) C 0 0 7 訪問看護指示料について、訪問看護指示書の様式は、訪問看護ステーションが準備するものか。

(答) 訪問看護指示書は、医師の診察に基づき、医師の責任において交付するものであるため、医師の所属する医療機関が準備し、その交付についても医療機関の責任において行うものである。